## 〇上北山村空き家バンク設置要綱

平成28年10月3日 告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上北山村における空き家の有効活用を通して、上北山村と都市住民等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、上北山村空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空き家 上北山村内に存する空き家(空き家となる予定のものを含む。)及び空き地(宅地に限る。)をいう。
  - (2) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者をいう。
  - (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる 権利を有する者をいう。
  - (4) 利用希望者 上北山村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。
  - (5) 利用登録者 第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
  - (6) 空き家バンク 上北山村内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用希望者に対し情報提供を行う制度をいう。
  - (7) 情報提供 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又 は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、上北山村空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、上北山村空き家バンク空き家登録申込書(様式第1号)、上北山村空き家バンク登録カード(様式第2号)、誓約書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認し、適 当であると認めた時は上北山村空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」とい う。)に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、上北山村空き家バンク登録完了通知 書(様式第4号)を当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度による ことが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧 めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があつたときは、上北山村空き家バンク 登録事項変更届出書(様式第5号)により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければな らない。

(空き家台帳の登録の抹消)

- 第6条 村長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、上北山村空き家バンク登録抹消通知書(様式第6号)を当該空き家登録者に通知するものとする。
  - (1) 所有権その他の権利に異動があつたもの。
  - (2) 空き家登録者から登録抹消の申し出があつたとき。
  - (3) 当該空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となつている場合。
  - (4) 登録内容に虚偽があることが判明したもの。
  - (5) この要綱の規定に違反することが判明したもの。
  - (6) その他村長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたもの。
- 2 登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係 を有するものであると認められるときは、ただちに当該登録物件の登録を抹消す る。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、上北山村空き家バンク利用希望者登録申込書兼誓約書(様式第7

- 号)を村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認の 上、適切であると認めたときは、上北山村空き家バンク利用希望者台帳(以下「利用 希望者台帳」という。)に登録し、上北山村空き家バンク利用登録完了通知書(様式 第8号)により当該申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があつたときは、上北山村空き家バンク利 用登録事項変更届出書(様式第9号)により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければ ならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

- 第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳 の登録を抹消するとともに、上北山村空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第10 号)を当該利用登録者に通知するものとする。
  - (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (2) 申込内容に虚偽があつたとき。
  - (3) 利用登録者から登録抹消の申し出があつたとき。
  - (4) その他村長が適当でないと認めたとき。
- 2 利用登録者が暴力団員または暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるときは、ただちに当該登録を抹消する。

(情報提供等)

- 第10条 村長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳 及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供する。
- 2 村長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等 の契約については、直接これに関与しないものとする。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 4 村長は、空き家バンクの実施に当たり、官民連携による空き家総合支援事業として、空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施するため、業務を委託する 事ができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の目的を達成することに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則(令和3年告示第12号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。